

富山県立富山西高等学校三柏会（同窓会）会則

第 1 章 総 則

第1条 本会は三柏会と称する。

第2条 本会の事務所は富山県立富山西高等学校におく。

第3条 本会は会員相互の親睦をはかり、知徳を研ぎ、産業に励み、母校教育の発展に寄与することを目的とする。

第 2 章 組 織

第4条 本会は次の会員をもって組織する。

1. 通常会員 県立富山西高等学校、県立婦負高等学校、県立婦負農業高等学校、県立婦負農学校、県立富山西西部高等学校農業科、蚕業科の卒業生および一時の在學生であつて会長の推薦した者。
1. 特別会員 母校の現職員および旧職員。
1. 名誉会員 総会の決議によって推薦された功労者。

第 3 章 役 員

第5条 本会の会務を処理するため、次の役員をおく。

- | | | |
|-----------------------|------------|------------|
| 1. 会 長 1 名 | 1. 副会長 若干名 | 1. 理 事 若干名 |
| 1. 監 事 3 名 | 1. 幹 事 若干名 | 1. 顧 問 若干名 |
| 1. 評議員 各卒業年度クラス代表者 2名 | | |

第6条 会長は会務を総理し、副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは之に代り、理事は本会の会務を処理し、幹事は庶務、会計を処理し、監事は会計を監査する。評議員は重要な事業を評議する。

第7条 役員の任期は二か年とし、会長、副会長、監事は総会の際選任する。但し、再任を妨げない。理事、幹事、評議員は会長これを委嘱する。また、理事は各支部より3名以上、幹事は特別会員より委嘱する。顧問は総会の決議によって推戴する。

第 4 章 事 業

第8条 本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- | | | |
|----------------------------|-----------|----------|
| 1. 母校発展の協力 | 1. 講習会の開催 | 1. 視察研修 |
| 1. 談 話 会 | 1. 会誌の発刊 | 1. 会員の弔慰 |
| 1. 永年勤続教職員の表彰（10年、20年、30年） | | |
| 1. 会員の表彰 | | |
| （1）本会の充実、発展に功績顕著な者 | | |
| （2）広く社会的に貢献し、母校の名誉を高揚した者 | | |
| 1. その他必要な事項 | | |